

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	既存の患者情報に関する取扱いの例外事項(利用目的の変更、利用範囲の変更)
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護分野の個人情報の保護については、厚生労働省の”医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(以下、ガイドライン)”に基づき管理が行われている。 ・現在、EHR や PHR の構築が検討されているが、これらを患者自身の診療・健康維持、社会全体の医療の質の向上に役立てるためには、過去に診療を行い取得した患者の情報も、登録・活用することが不可欠と考えられる。 ・ガイドラインは、過去に取得した情報の利用目的を変更して利用する場合、インフォームドコンセントによる患者本人同意の取得を原則としているが、現在定期通院している患者以外についてこれを行うのは現実的ではない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第16条、第18条 ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の日本における EHR や PHR が医療の質的向上に十二分に活用されるためにも、過去の患者情報の利用に関し、インフォームドコンセント以外の方法を検討すべきである。 ・患者自身の診療・健康維持および社会全体の医療の質の向上を目的とする場合に限り、 <ul style="list-style-type: none"> 「法整備による全国周知」 「公表」(利用目的・利用範囲の変更、匿名化の方法、離脱の方法等を掲示する) などによる同意も認めるべきである。 ・なお、いずれの方式でも、患者自身が拒否の意志を表明したときは離脱可能な方式とすることが望ましいと考えられる。